NOTE

我が国貸金業の統計的考察

渋谷隆一

一、はしがき

いままで拙稿「農村高利貸資本の展開過程」（『本誌』一三巻二号〜四号）と「農村地方における中小信託会社の性格と機能」（『本誌』一五巻一号）で、宮城県を中心とした高利貸資本の動向を探ってきた。しかし当県下の高利貸資本は、いうまでもなくその置かれた地域の経済的諸条件に強く影響されながら展開してきた。ここでは、以上の地域的事例分析からさらに一歩進めて、高利貸資本の全国的な動向を追いながら、それぞれの地域における特質、及び都市と農・山村における展開差についておおまかな検討を行なおうとするものである。

ところでこの高利貸の形態のなかには、個人貸借、質屋、貸金業、さらに貸金会社などを含めるのが常識となっている。しかしこれらを統一的に、しかも時系列的に促えうる資料は全くないといってよいであろう。従来しばしば使用される資料は、大蔵省理財局『農家負債』（明治四五年）、帝国農会『農家負債調査』（昭和四年）、農林省『農村負債調査』（昭和四年）など負債調査の類である。周知のようにこの種の統計は、農業金融の構造的な、或は縦断的な理解には不可欠のものであるが、高利貸資本が資本主義の発展に伴ってどう変化するか、そしてそれはなぜか、について明らかにすることはできない。かかる高利貸資本のいわば横断的な考察を進めるための資料として、私の知るかぎりでは、『府県統計書』に掲載されている質屋業統計と、大蔵省『主税局統計年報』及び各税務監督局『税務統計書』の貸金業統計との二つを挙げることができる。

本稿は、このうち貸金業統計を手懸りとして考察を進めるが、その際に貸金業の動きは、高利貸資本の動向を代表できるという前提にたっている[1]。

この貸金業統計は、従来殆ど使用されなかったので、ここでおおまかな説明をしておく。㈠この統計には、貸金業（貸金会社をのぞく）のなかに質屋業も入っている。㈡『主税局統計年報』は、貸金業者数と運転資本額を記

載しているが、全国統計は明治三〇年以降、府県別については明治三六年以降について知ることができる。しかしこれらの数値は、数次にわたる営業税法の改正によって、連続してみることのできない不便がある。すなわち明治三〇年〜大正三年は運転資本額五〇〇円以上、大正四年〜同一五年は一、〇〇〇円以上、昭和二年以降になると営業収益税に変り、当該事業収益四〇〇円以上が課税対象となった。それ故に課税対象以下の零細な業者は含まれていない。

施行年月	課税対象	課税標準			備考
		資本額	建物賃貸価格	従業者1人当り	
		%	%	円	
明治30年1月	資本額500円以上	0.20	4.00	1.00	
38	〃	0.20	4.00	1.00	定率
		0.14	2.80	0.70	第1次増徴
		0.16	3.20	0.80	第2次増徴
		0.50	10.00	2.50	計
44年1月	〃	0.65	9.00	2.00	
大正4年1月	〃 1,000円以上	0.60	7.00	2.00	
12年3月	〃	0.48	0	2.00	
昭和2年1月	営業収益 400円以上	営業収益の2.8%			

『明治大正財政史』第7巻より作成.

㈢『税務統計書』は、各税務監督局管内の府県並に都市別に、貸金業者数と税額を記載している。ところでこの税額は、課税対象が変らない場合でも税率の改正によって増減するが、その動きは、運転資本額を主要な課税標準として決定される以上貸金業の動向をおおまかに反映しているといってよいであろう。いま参考までに営業税法の改正年月、課税対象、課税標準及び税率の変化を示せば上表のごとくである。㈣ 本統計表は、以上のように使用上に幾多の制約があり、また税務統計につきものの信憑度の低さが問題であるとはいえ、貸金業の動向を傾向的に促えるための唯一の手懸りを与えるものと思われる。

注(1) 戦前における高利貸資本の代表的な形態として個人貸借、貸金業、貸金会社を挙げることができるが、これらは一連の系譜に属する。なぜなら貸金業は、営業税法上便宜的に決められた概念であって、個人貸借の

なかで課税対象となるものを指し、貸金会社は、貸金業者のうち会社組織をとっているものを指していうからである。従って個人貸借や貸金会社は、貸金業と基本的には変りないし、同じ動向を辿るとみて差支えないであろう。以上のことから貸金業は、高利貸資本の展開過程を代表できると考えるのである。

なお頼母子講・無尽を高利貸の形態に含める見解がある。しかしこれを形態的にみる場合には、相互金融の系譜として、むしろ信用組合の原基的形態と見做した方が至当のように思える。

二、貸金業の全国的動向

我が国の貸金業は、どのように発展し、停滞し、さらに衰退したのであろうか、まずこの点の量的観察から始めよう。

ところで先に注記したように、明治三〇年以前における貸金業統計は、全くない。しかしその時期は、周知のごとく我が国資本主義の原畜期に当っており、高利貸資本が最も繁栄しえたときである。従って当面の課題である貸金業も多少の起伏はあれほぼ一貫して発展したと想定してよいであろう。本節での問題は、我が国資本主義体制が確立した明治三〇年代以降貸金業がどのような展開をみせたかについてである。

第一表は、明治三六年〜昭和一五年の貸金業者数とその運転資本額（昭和二年以降は営業収益額、以下同じ）の動きを示したものである。この表から次のような変化を覗うことができる。

まず運転資本額についてみると、明治三六年〜四二年と大正九年〜一四年の両期は顕著な増加を示すが、明治四三年〜大正八

第１表　貸金業者数と運転資本額の動向

年　次	貸金業者数	運転資本額	年　次	貸金業者数	運転資本額
		千円			千円
明治36年	36,524	107,534	大正11年	60,392	536,470
37	43,096	137,116	12	69,699	644,806
38	53,920	185,082	13	74,902	666,848
39	59,458	200,643	14	81,647	730,598
40	58,928	200,722	15	76,201	733,021
41	64,581	241,248			
42	68,429	268,764	昭和 2	43,690	61,280
43	68,058	275,963	3	42,138	62,722
44	60,483	265,382	4	41,243	63,744
45	60,064	277,537	5	40,958	64,252
大正 2	60,418	291,553	6	39,729	60,068
3	59,652	305,402	7	40,516	57,426
			8	41,407	57,393
4	45,646	302,179	9	41,575	55,970
5	46,383	301,592	10	40,013	52,803
6	48,212	311,048	11	38,183	50,189
7	49,383	325,993	12	36,120	47,998
8	49,013	335,101	13	34,210	46,263
9	49,792	376,233	14	32,370	44,661
10	52,981	453,997	15	28,764	42,588

『主税局統計年報』による．ただし明治36〜大正３年，大正４〜15年，昭和２〜15年は，それぞれ課税対象が異なるため一貫してみることができない．この点については，前頁表を参照されたい

年と大正十五年〜昭和五年の両期には停滞、昭和五年以降になると減少を示している。運転資本額の以上の動きは、貸金業者数についてもほぼ妥当する。しかしそれは、運転資本額よりもかなり敏感な動きを示し、その変化の不鮮明さを明確にしてくれる。すなわち運転資本額の増勢期は同じく増加するが、停滞期にはゆるやかながら減少している。ピークは、明治四二年〜四三年と大正一四年の二時点である。そして昭和一〇年前後を極限として急激に下降するのである。この三時点こそ貸金業の展開過程における劃期を示す指標であると思われる。

(注)　貸金業者数は、景気変動を敏感に反映する。例えば不況期になると、貸金の返済が鈍り、債権の確保が困難となって営業をやめるものがでてくる。それは零細な貸金業者に多い。これにたいして運転資本額の場合には、鈍い動きしか示さない。というのは、運転資本額のうち廃業者のそれは減少するが、それ以外は新規の貸付が全くないと仮定しても既貸付分——事実上貸金の回収不能分も含めて——に年々の利子の元本への繰入分もつけ加わって累積していくからである。それ故に貸金業の展開を傾向的に追うときには、運転資本額とともに貸金業者数の動きを重視しなければならないであろう。

ではかかる貸金業の動きにたいして貸付利率はどう変化したであろうか、両者の関連を次に問題としよう。

ところでこの高利貸資本の貸付利率についても資料の制約がある。この種の最も纒った資料として勧銀編『不動産抵当個人間借金利調』が挙げられるが、これは、個人貸借のなかでも信用貸が抜けているし、また大正元年以後しかない。だから明治期における変化を促えるためには、個別事例を豊富にしていく以外にないのである。ここでは、参考までに私が調査した宮城県の桜井家と斎藤家の貸付利率を挙げて検討する。第二表をみよ。これによると両家とも自給経済がいまだ支配的であった明治一〇年代には、利率は概して高く、また利巾の広さから容易に推測できるように利率の決定が極めて偶然的・非法則的で、しかも貸付階層間の隔差が大きい。二〇年代に入ると利率は、次第に硬直性をもち始めながら徐々に低下してくる。総じていうとこの時期の利子変動の特質は、自給経済の根強い残存に照応して農産物価格の変動とともにその豊凶による影響を強くうけるのである。しかしこの貸付利率も、明治四〇年前後からいい換えれば貸金業者数に示されたように貸金業が停滞し始めた頃から景気変動に強く影響されて動くようになる。ここに高利貸の特徴的な或は独自の利子変動は、極端に弱まる。とくに農民にたいする貸付利率は、銀行の貸付利率に急速に吸込まれる姿勢をとりながら変動するようになるのである[1]。第一図に示し

た勧銀調査は、おおよそ以上の貸付利率の動きに接続するものであると考える。

（注） 両家の農民にたいする貸付利率をみると大正五年と一〇年には、斎藤家では一三・〇%、一二・五%、桜井家では一三・三%、一三・〇%であるが、宮城県の個人間貸借金利は、それぞれ一三・七%、一三・九%でほぼこれに符合している。

この図から覗えるように、個人間貸借金利と銀行の貸付利率

第 2 表　個別貸金業者の貸付利率

	農民	商人	地主	利幅
斎藤家	%	%	%	%
明治18年	22.9 (18.9)			15.0〜24.0
22	17.9		14.5	12.0〜24.0
27	15.0		10.7	10.0〜20.0
35	14.9	12.9	11.8	10.0〜20.0
40	16.4	12.3	11.4	10.0〜20.0
45	14.6	11.4	10.8	10.0〜20.0
大正 5	13.0	12.1	10.4	10.0〜15.0
10	13.5	12.9	〔12.0〕 —	10.0〜15.0
桜井家				
明治10年代	—	—	—	15.0〜30.0
25年	19.1	15.0	—	15.0〜20.0
30	17.0	15.0	〔12.0〕 —	12.0〜20.0
35	15.4	15.9	〔13.1〕 —	12.0〜20.0
40	14.7	13.1	〔13.2〕 —	10.0〜20.0
45	13.6	10.9	〔11.5〕 10.9	10.0〜15.0
大正 5	13.3	12.0	〔11.9〕 10.6	10.0〜15.0
10	13.0	12.0	〔12.9〕 10.5	10.0〜15.0

1. 両家とも『貸付台帳』より算出．職業はききとりによる．ただし利子記載のないものは除外した．
2. （ ）内利率は，『貸付台帳』に記載されたもののうち証券利子というのがあるが，これを法定利子（ここでは15%とする）と想定して算出したものである．
3. 〔 〕内利率は，小地主にたいする貸付利率である．

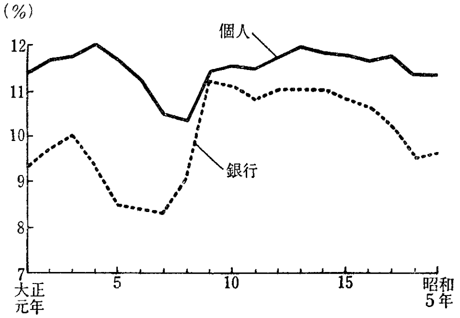

勧銀『不動産抵当個人間借金利調』による。

第 1 図　個人間貸借金利と銀行貸付利率の推移

は、依然としてある隔差を保ちながらも殆ど同じような動きを示している。すなわち個人貸借金利は、大正中期の好況期には低下、明治末及び大正末期の不況、恐慌期には上昇、さらに昭和期に入ると停滞ないし低下している。しかしこの動きは、景気変動にたいする銀行の貸付利率ほどの敏感さはない。

　利率の面でみられる以上の新しい現象は、勧銀・農工銀行などの特殊銀行や信用組合の進出に伴う貨幣市場の変化と、とくに農村における借手の姿態の変容とによるものと思われる。

　以上、貸金業者数、運転資本額及び貸付利率の動きを概観しながら貸金業の動向を探ってきた。ここで重視されねばならないのは、貸金業が、明治四〇年代を断層として大きく変化したこと、しかもその展開過程における諸劃期が、明治四〇年代、大正末期、さらに昭和一〇年前後の三時点に求められたことである。ではこれらの時点は、どのような条件の下で劃期たりえたのであろうか。ここでは、とくにこれら諸劃期の出発点であった明治四〇年代に焦点を合わせ、しかも農村にかぎってその要因を探ってみよう。その前にこの時期は、独占資本主義の形成期であること、及び一方において農家経済の商品化がかなり深く進み、農村が資本家的商品経済の網の目の中に編込まれたことを充分に考慮に入れる必要がある。この前提に立てば、次の諸条件を挙げることができる。

　高利貸資本の正常な発展を阻止する第一の条件は、貸金業の営業者数や運転資本額の変化のなかに端的に反映されたように、恐慌・不況の影響である。大内力教授[2]が指摘されるように、独占段階においては、恐慌の形態変化が現われる。農業恐慌は、慢性的不況下の慢性的過利人口の堆積、それが農村の潜在的過剰人口に圧力を加えるとともに失業者の増大を通して農産物市場を相対的に狭隘化し、農産物価格を不利にすることによって惹起され、さらに資本輸出の強行の反作用として植民地からの農産物の大量輸入によっていよいよ激化される。この農業恐慌の発現とその慢性化は、公租公課の増大、その他の諸条件と相俟って我が国農業の停滞性を強める。同時にそのことは、当面の課題である高利貸資本にとっても、発展の余地を狭めることになる[3]。

　第二の条件は、かかる農業恐慌の発現が小作争議を促発し、これを強める有力な要因となるが、地主的土地所有と共通の基盤にたつ高利貸資本の利子収取機構にたいしても、借手——ここでは小農民——の抵抗を強めることになる。すなわち恐慌・不況過程での農家経済の困窮は、小農民の貨幣需要を高め、そして借入利率を吊上げることになるが、この利子部分は、農産物価格の下落と相俟って労賃部分にまで深く喰い込み、彼らの小生産者としての成長を阻み、また彼らが社会的生産の発展に

伴って取得した、或は取得しつつある生活規範を脅かすからである。しかしこのことは、いまだこの時期においては、小作争議がそうであったように、発芽的にしか現れていない。(4)

第三の条件は、周知のようにこの時期には、一連の小農保護政策が抬頭したが、農業金融の面に限っていえば、産業組合——ここでは信用組合——の横への普及が進み、国家資金の還元ルートが整備された。かかる産組信用体系の一応の機構的な整備は、従来農村の貨幣市場を独占していた高利貸資本を排除するための礎石となった。その効果は、まず高利貸資本の貸付利率の大巾な低下となって現われた。

以上のように明治末期には、高利貸資本の収奪基盤の縮小と利子収取機構の動揺によって農村内部における資本蓄積が次第に困難となってきた。一方都市では株式会社制度の本来的な発展に裏付けられながら資本投資の場が拡大し、しかも農村内部の投資よりも有利となりつつあった。農村の地主資本が都市へ移動し始めるのは、ちょうどこの時期からである。

大正末期及び昭和一〇年前後の両劃期は、以上の諸条件が成熟してくる過程で高利貸資本が停滞からさらに衰退を余儀なくされる必然的な経過点に当っている。それは、いわゆる「農業問題」の深化の過程に対応する産組信用体系の機構的整備(中金を頂点とした縦断的機構——産組拡充五カ年計画による縦横的機構の確立)、政策金融の強化を軸としておし進められたといってよいであろう。

注(1) この点の詳細については、一事例分析であるが、拙稿「農村高利貸資本の展開過程」(『本誌』一三巻二号〜四号)参照。

(2) 大内力『地代と土地所有』二四二〜三頁。

(3) この点の論理的整理については、斎藤仁「資本主義の発展と高利貸資本」(『総研月報』三四年一二月号所収)を参照。

(4) 拙稿「農村地方における中小信託会社の性格と機能」(『本誌』一五巻一号所収)一一八頁、一三〇〜三頁。

三、貸金業展開の地域性

(1) 地域別展開の動向

貸金業の展開を地域的にみようとするときに、次のことを考慮に入れなければならないであろう。それはまず都市と農村の区分である。いうまでもなく高利貸資本は、等しく小生産者に存立の基盤をおくとはいえその貸付対象の如何、及びこれを取巻く諸条件によって展開の方向が当然に異なってくるからである。都市では、中小零細企業や賃金労働者、農村においては、小農が主要な貸付対象となる。ところで貸金業の地域別動向は、以上の都市と農村の区分は勿論のこと、さらに農村地方におい

ても先進地帯と後進地帯とでは自らその展開の遅速のズレがあると考える。以上の想定からここでは、都市と農村（先進地帯と後進地帯）とに分けて検討を進めることにしたい。

そこで本節では、通例の地帯区分に従って北海道、東北、関東、東山、北陸、東海、関西、中国、四国、九州に分け、さらにこれらのうちから六大都市府県と、都市に貸付のウェイトのかかった福岡県をとり出してこれを都市府県とすれば、次のような特徴がみられる。地域別にみた貸金業の運転資本額は、第三表に示したように、明治三六年にたいする大正一五年の増加倍数では、九州、北海道が顕著な増加を示し、これに都市府県や北陸が続いている。これらの地域にたいして東山、東海、関西などがおおむね横ばい的な停滞状態を示し、残りの地域は両者の中間である。

なお以上の資本の増加倍数を、明治三六年～大正三年と大正三年～一五年の二期に分けてみるとどうであろうか。停滞状態を示した諸地域は、前期よりも後期の伸びが鈍く、停滞の度合を深めている。飛躍を示した諸地域のうち九州、北陸も同様の傾向をみせるが、北海道や中間地域の東北は依然として伸びている。

（注）ここで次の点を補足しておかねばならない。㈠先に注記したように、当該資料には貸金会社が含まれていない。

第 3 表　地域別運転資本額の増加倍数

	運転資本額			増加倍数		
	明治36年(A)	大正3年(B)	大正15年(C)	B/A	C/B	C/A
	千円	千円	千円			
都市府県	31,990	105,965	240,252	3.3	2.3	7.5
北海道	1,700	6,478	32,158	3.6	5.0	18.0
東北	18,447	37,881	90,203	2.1	2.4	4.9
関東	9,091	32,975	55,388	3.6	1.7	6.1
東山	6,639	12,081	22,024	1.8	1.8	3.3
東海	4,270	9,200	15,946	2.2	1.7	3.7
北陸	4,877	17,107	36,396	3.5	2.1	7.5
関西	3,378	7,603	13,288	2.3	1.7	3.9
中国	9,512	25,702	66,482	2.7	2.6	7.0
四国	9,542	15,553	38,379	1.6	2.5	4.0
九州	7,894	34,855	122,505	4.4	3.5	15.5
計	107,534	305,400	733,021	2.8	2.4	6.8

1.　『主税局統計年報』より作成．ただし九州のなかには沖縄も含む．

これを見落せないのは、貸金業者のなかには、明治四〇年以降営業税を軽減するために、貸金会社へ切換えるものが出てきたからである。各『府県統計書』から貸金会社のとくに多い府県を挙げれば、東京、大阪、兵庫などの都市府県と福島、宮城などの東北諸県である。㈡周知のように関東大震災によって、金融機関は大きな痛手を蒙った。このいわゆる震災恐慌の影響は、銀行のみならず勿論貸金業にも及んだ。殊に東京、神奈川両府県下の貸金業者のなかには、廃業するものが続出した。第三表に示した都市府県の数値は、以上の結果を内包しているのである。

以上の二点を考慮に入れると、先の地域別動向は、若干補正されねばならない。すなわち都市府県は勿論のこと、中間的な東北地区も躍進地域に近い地位を占めると思われるのである。

そこでさらに府県別に、都市府県と農村県(躍進県と停滞県)の代表を選び運転資本額の増加比率を示すと、第四表のごとく

第 4 表　府県別運転資本額の全国序列と増加比率

	全府県中の序列			運転資本額の増加比率*
	明治36年	大正5年	昭和5年	
(I)都市府県				%
京都	2	7	15	284
愛知	9	12	21	304
大阪	6	2	2	1,454
兵庫	11	3	4	1,612
福岡	16	4	5	1,847
(II)農村県				
a) 躍進県				
茨城	36	9	17	1,087
山口	39	36	19	1,413
鹿児島	34	20	8	1,498
北海道	23	11	6	1,797
大分	42	26	7	2,805
宮崎	46	32	13	2,890
熊本	37	6	3	2,935
b) 停滞県				
岐阜	12	39	39	138
滋賀	18	42	46	151
徳島	7	31	34	236
群馬	5	10	16	308
静岡	15	22	41	366
三重	20	33	33	383
香川	30	44	47	399

『主税統計年報』より作成．ただし停滞県は運転資本額の増加比率 400 以下で全府県中の序列の変化の著しいもの（10以上），躍進県は増加比率 1,000 以上，都市府県の場合には東京，神奈川両府県をのぞき全部収録した．

* 明治36年を 100 とした大正15年の運転資本額の増加比率を示す．

である。この表から次のことが指摘できる。第一に先にみた貸金業の地域別展開は、実はそれぞれの地域のなかにも発展のテンポの異った府県が含まれているということである。例えば農村県のうち躍進を示すのは、九州でもとくに中南九州の四県、北海道、山口、そして関東でも北関東の茨城などであり、停滞を示すのは、東山、東海、関西の諸県の他に香川、徳島などである。また都市府県の場合でも大阪、兵庫、福岡などは躍進、京都、愛知などは停滞している。しかし都市府県における発展の差異は、農村県の場合と同じではない。それは、後に改めて検討するように、各府県における新興工業都市の形成や農村地方の貸金業の動向が複雑に絡合って出てきていると思われるからである。第二に、都市府県と停滞的な農村県（先進地帯）は、高利貸資本の存立基盤が早くから形成されていたから、この統計でも明治三六年には殆ど全府県中の地位が高いのである。(1) そしてこれらの府県は、この統計に表示される以前にはさらに一層高い地位を占めていたと想像される。躍進的な農村県（後進地帯）は、この逆である。

さて、以上の地域別運転資本額の動きにたいして個人貸借利率はどうであろうか。第五表によれば、やはり地域的な特質が覗われる。すなわち利率は、東山、東海、関西などの先進地帯では概して低いが、北海道、東北、九州のごとき後進地帯では極めて高い。なおこの統計から都市府県の平均利率を算出することはできないが、府県別にみると概ね低率である。

第 5 表　地域別個人貸借金利

	大正元年	10年	昭和5年	15年
	%	%	%	%
北海道	19.41	19.78	15.88	13.40
東北	12.41	12.76	13.39	10.40
関東	11.63	11.78	11.30	9.38
北陸	9.73	10.48	10.37	8.19
東山	10.75	11.67	10.58	8.03
東海	10.08	10.44	10.16	8.08
関西	9.78	10.68	10.18	7.83
中国	10.18	10.92	10.60	8.41
四国	10.06	10.93	10.80	8.39
九州	12.38	11.57	11.99	9.38
（沖縄）	22.88	16.17	17.11	12.26
全国平均	11.40	11.52	11.35	8.92

勧銀編『不動産抵当個人間借金利調』による.

以上、地域別に貸金業の展開の態様についてみてきた。ここで確認できた傾向は、地域別貸金業の展開が、先の全国的動向、さらにその展開の諸条件に基本的に制約されながらも都市府県と農村県、なお農村県のなかでも先進地帯と後進地帯のそれでは発展のテンポにかなりの開きがみられたことである。

ではこうした開きは、いかなる条件の下に生じたのであろう

か。

まず都市府県についてみよう。都市高利貸資本の存立基盤は、中小零細企業や賃金労働者である。中小零細企業は、独占段階における資本の集積集中過程を通しても常に残存し再生され、高利貸資本のよい餌食となる。一方において都市企業の発展は、農民層の分解、賃銀労働者の吸収を前提とするが、このことは、そのまま高利貸資本の存立基盤の量的拡大を意味する。より重要なのは、独占段階における慢性的な過剰人口の堆積が、労賃を引下げ、都市の貧困階級を広汎に生み出すことである。彼らは、生活を切りつめ、或は生活手段を切売りしたりこれを担保に借金をして労働力の再生産を図らねばならない。ここに貸金業や質屋業の発展にとって豊富な基盤が与えられるのである。以上のことが、都市府県における貸金業の発展を促したのであろう。なお次節で触れる農村県の都市の場合にも、多かれ少かれ同じことが指摘できると思われる。(2)

では農村県の場合はどうか、さらに先進地帯と後進地帯における農村高利貸資本の展開差はどうか。おおまかにいって両地帯の差は、商品・貨幣経済の浸透度とこれに対応する商品農業の展開差、或はズレとみてよいであろう。ところで先進地帯の農村は、すでにかなり以前から貨幣経済に捲込まれ、それ故に商品農業が後進地帯よりも遙かに発展している。労働集約度、生産技術も高い。(3) このことは、高利貸資本の存立基盤の拡大を意味するが、一方において高利への依存を相対的に弱める要因となる。もっともそのことは、殊に国家資金の導入によって支えられた信用組合の農村貨幣市場への進出と密接な関連をもってではあるが。かくて先進地帯の農村高利貸資本は、いまだ広汎な存立基盤を残しながらも停滞を余儀なくされると思われるのである。

後進地帯の場合には、以上の高利貸資本の発展をチェックす

第6表　貸金業と信用組合の貸付金対比（大正15年）

	貸金業	信用組合		
		農村	市街地	計
	千円	千円	千円	千円
都市府県	240,252	144,415	30,244	174,659
北海道	32,158	7,934	251	8,185
東北	90,203	24,652	4,621	29,273
関東	55,388	44,633	7,010	51,643
東山	22,024	38,180	1,675	39,855
東海	15,946	35,358	2,357	37,715
北陸	36,396	41,247	1,821	43,068
関西	13,288	36,774	3,484	40,258
中国	66,482	89,882	4,822	94,704
四国	38,379	42,834	4,199	47,033
九州	122,505	25,689	1,077	26,766
計	733,021	531,598	61,561	593,159

貸金業の貸付金（実際には運転資本額）は，大蔵省『主税局統計年報』，信用組合の貸付金は農林省農務局『産業組合要覧』より作成．

る要因がかなり弱い。すなわちこの地帯では、明治末期以降においてもなお貨幣経済に捲込まれる度合が急である。従って小農民の貨幣需要は相対的に高く、貸付利率も以前より低下したとはいえ依然として高い水準にある。このことは、一方において信用組合の自立的な成長を弱める。組合の経営状態は、極めて脆弱でいわゆる借金組合が多い。かくて後進地帯においては、それだけ高利貸資本の跳りようの機会を温存させることになるのである。いま参考までに地域別に貸金業と信用組合の貸付金を示せば第六表のようで、先進地帯（信用組合）と後進地帯（貸金業）とでは対照的な姿を示している。

(2) 都市と農、山村別展開の特質

本節では、『税務統計書』によりながら都市府県として大阪と愛知、農村県として熊本と宮城を代表させて、それぞれの府県の郡市別貸金業の動きを捉えることにしたい。しかしここでの問題は、単に郡市別貸金業の動きを探ることにあるのではなく、これを手懸りとして都市と農・山村における貸金業の展開差を明らかにしようとするのである。これがためには、次の想定が必要である。それは、市部は問題ないとして、郡部のうち平坦郡と山村郡をどう区分するかということである。ここでは、便宜的に各郡の耕地化率を一応の指標として大雑把な検討を進める[4]。

（注）　先に触れたように『税務統計書』には、運転資本額の代りに郡市別に税額が記載されている。そしてこの税額は、運転資本額を主要な課税標準として算出される以上、おおまかにこの動きを反映しているといえよう。ここでは、以上のことを前提としている。なおまた『税務統計書』の欠如から本節では、大正三、四年と大正一四、五年の郡市別税額の対比を行う。

まず都市府県をみよう（第七表）。ここで代表した大阪は都市府県のなかでは躍進を示し、愛知は停滞県であった。始めに大阪府をみると、大阪、堺、岸和田などの市部の貸金業の発展がとくに目立ち、またこれらの市部に近接し工業地帯の形成の進んだ郡部がこれについでいる。停滞ないし衰退しているのは、市部から離れた純農的な平坦郡である。なお大阪府では、山村的といえる郡は存在しない。愛知県ではどうであろうか。名古屋、一宮、豊橋などの市部は、大阪府と同様に着実な増加がみられ、また西春日井、渥美、宝飯などの市部近接郡も市部ほどではないがとも角これに引きずられる恰好を示している。これに続いて増率を示すのは、北設楽のような山村郡である。しかし当県では、耕地化率の低い東加茂、南設楽、八名の諸郡は減率、西加茂では停滞を示しているから平坦郡と山村郡との違いは必ずしも明確に出てこない。かかる不鮮明さは、恐らく他の

表 7 第　郡市別貸金営業税の増加比率（都市府県）

	税額 大正5年	税額 15年	増加比率	備考	（耕地化率）
	円	円	%		%
大阪府					
大阪市	157,656	224,942	143	市部	—
堺市	5,605	9,864	176	〃	—
岸和田市	4,290	7,276	170	〃	—
中河内郡	4,598	6.742	147	市部近接郡	71.3
泉北郡	5,978	7,004	117	〃	62.6
豊能郡	2,015	1,367	68	平坦郡	42.9
南河内郡	3,633	1,936	53	〃	55.9
愛知県					
名古屋市	11,039	22,443	203	市部	—
豊橋市	1,893	4,593	243	〃	—
一宮市	516	822	159	〃	—
宝飯郡	2,839	4,363	154	市部近接郡	48.4
西春日井郡	212	279	130	〃	87.9
碧海郡	5,561	4,000	72	平坦郡	69.1
海部郡	2,063	1,292	63	〃	79.8
中島郡	2.481	934	38	〃	90.9
北設楽郡	239	296	124	山村郡	9.8
南設楽郡	1,005	752	75	〃	16.1
東加茂郡	557	370	66	〃	16.0

1. 大阪府は大阪税務監督局『税務統計書』，愛知県は名古屋税務監督局『税務統計書』より作成．ただしここに収録した市郡は主要なもののみである．
2. 耕地化率は，大正末年当時の各『府県統計書』より算出した．

先進地帯の諸県の場合も同様であろう。平坦郡は、概ね停滞状態にあるが、なかでも中島、海部、碧海などの諸郡は、減率が著しい。愛知県では、大阪府と違ってかかる平坦郡の停滞ないし衰退が、市部とその近接郡の増加を相殺し、結局当県をして停滞県たらしめているのである。

次に、農村県における貸金業の動きをみよう（第八表）。なおここでは、農村県のうち停滞県については市部を除いて大阪、愛知の場合とそれ程大差ないので省略し、後進地帯の諸県のみを対象とした。始めに熊本県についてみると、都市府県と共通していえることは、市部の顕著な増率である。しかし異なるのは、平坦

第 8 表　郡市別貸金営業税の増加比率（農村県）

	税額 大正5年	税額 15年	増加比率	備考	（耕地化率）
熊本県	円	円	%		%
熊本市	7,647	37,289	488	市部	—
宇土郡	2,964	6,033	204	平坦郡	55.8
玉名郡	5,232	8,198	157	〃	51.5
菊地郡	7,089	10,809	146	〃	52.0
飽託郡	8,260	10,928	132	〃	62.2
鹿本郡	7,973	9,742	122	〃	56.6
球磨郡	2,998	15,201	507	山村郡	28.2
阿蘇郡	3,347	12,498	373	〃	37.4
上益城郡	4,733	11,747	248	〃	38.8
	大正4年	15年			
宮城県					
仙台市	13,495	20,337	151	市部	—
志田郡	1,664	2,665	160	平坦郡	57.3
遠田郡	2,269	3,484	154	〃	57.6
登米郡	4,218	4,256	101	〃	40.1
桃生郡	15,464	15,626	101	〃	34.7
玉造郡	507	1,158	228	山村郡	9.8
加美郡	636	1,354	213	〃	12.3
黒川郡	749	1,327	177	〃	18.8
本吉郡	2,636	4,539	172	〃	14.8

1.　作成方法は第７表と同じ．資料の出所は，熊本県は熊本税務監督局『税務統計書』，宮城県は仙台税務監督局『税務統計書』による．

郡においてもかなり税額の増率がみられること、そしてこの平坦郡と山村郡とでは発展のテンポが違うことである。すなわち熊本・八代平野のなかに入る飽託、宇土、玉名、鹿本、菊地の諸郡は、増加比率が鈍いが、阿蘇、上益城、球磨などの山村郡では驚くほどの増率を示している。

宮城県はどうであろうか。税額増加のテンポの違いを別とすれば、やはり熊本県と同じような傾向が看取される。すなわち市部の増加はそれ程目立たないが、平坦郡の伸びは鈍く、山村郡のそれは鋭い。しかしここで表示した郡部は、仙北地帯のものが多い。そのことは、宮城県においても後れた仙北地帯に農・山村の差がより明白に現われ

たことを意味しているのである。(5)

ここでは触れなかったが中間的な発展を示す諸県の場合には、いうまでもなく躍進県と停滞県とのほぼ中間的な姿を示す。なおつけ加えておかねばならないのは、群馬や長野さらに手近な例として宮城県における仙南地帯のように養蚕が早くから発展したところでは、以上述べてきた平坦郡と山村郡の差異がかなり乱れて現われることである。

それはとも角として農・山村における以上の特徴は何時頃から現われたのであろうか。再び宮城、熊本の両県をとり挙げてみてゆくことにする。第二図は、両県からそれぞれ平坦郡と山村郡の代表を選び貸金営業税の動きを示したものである。この図から次のような共通現象を覗うことができる。第一に、平坦、山村両郡の貸金業は、この図に示した出発点においてすでにかなりの開きがある。すなわち宮城県志田郡（平坦郡）の税額は、明治三四年には四七六円、本吉郡（山村郡）では二八六円で約一・七倍であり、熊本県玉名郡（平坦郡）は四二五円で球磨郡（山村郡）の五八円にたいして約七・三倍となっている。こうした違いは、いうまでもなく平坦郡が山村郡よりも早くから貨幣経済に捲込まれ、従ってそれだけ高利貸資本の存立基盤が早くから形成されていたことを示すのであろう。第二に、税額の趨勢を追うと、平坦郡は、例えば明治四〇～四一年、大正九～一一年（税率の低下を考慮に入れれば一四年頃まで）のように不況期の比較的初期に急速に増加し、その後は微増ないし停滞してしまうが、山村郡の場合には、明治四〇年前後を転期として間断なく増加している。そして宮城県の例では明治末に、熊本県の例では大正末にそれぞれ山村郡が平坦郡を凌

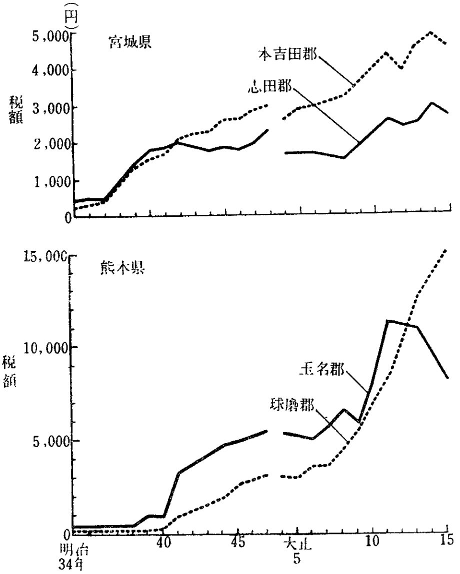

第2図　平坦郡と山村郡の貸金営業税の推移

1. 資料は前掲第7表と第8表と同じ．ただし宮城県の明治34年～45年は当該資料がないため『県統計書』より補充．
2. 傍線は平坦郡，点線は山村郡を示す．

駕するのである。

以上、都市府県と農村県から代表を選び市部と農村、さらに農村部を平坦郡と山村郡とに分けて貸金業の動向を探ってきた。ここで確認できたことは、市部と農、山村によって発展のテンポがかなり違うという点である。総じていうと地域によって差はあるが、都市と山村は発展、平担農村は停滞状態にある。

ではなぜかかる発展の違いが生じたのであろう、ここでは、平坦農村と山村とに限ってみてみよう。山村農業が平坦農業と区別される特徴について古島敏雄教授(6)は、㈠零細性と低生産力、㈡畑の作物構成における雑穀の優位性、㈢零細農耕を支える山村的兼業、林業賃労働の給源、㈣出稼単純肉体労働給源などを指摘されている。このうち㈠と㈡は、先述の先進地帯と後進地帯農業との差異をさらにおしつめた姿をとっている。しかし等しく山村といっても地域によっては、貨幣経済の浸透の遅速の差は当然にあろう。先進地帯の山村では概して早く、中南九州や東北のような後進地帯の山村では遅い(7)。ところでこうした自給的な山村経済を解体せしめた要因は何か。東北地方の山村について岸英次氏(8)は、大要次のように指摘される。明治末期から鉄道を中心とする交通手段の変革が否応なしに封鎖的な山村を外部資本主義社会に接近させる。ここに山村の純農的性格がくずれ、資本主義の一つの発展段階に照応して始めてその立地条

件に応じた産業分化が行われるようになる。そして薪炭、用材生産の林業が成立する、と。なお山村の解体は、一度貨幣経済化が相当程度に浸透するとかえって平坦農村の場合よりも急速に進む傾向がある(9)。このように山村においては、地域によって時期的なズレがあろうが、ともあれ明治末期頃から急速に貨幣経済に捲込まれたといえよう。ここに高利貸資本は、山村に新たな存立基盤を見出し、平坦農村における貸金業の停滞的様相と対蹠的に躍進的な発展を示したと考えるのである。

注(1)　ただ後進地帯のなかでも東北諸県の地位は、始めから概して高い。この点については改めて検討してみたい。

(2)　農村県の都市でも、例えば熊本市のような停滞的な都市では、商工業というよりも農村高利貸資本の顕著な発展に引きずられて伸びる傾向をもっている場合も考えられる。

(3)　戸谷敏之『近世農業経営史論』は、東北日本と西南日本の農業経営の差異について、次の諸指標を挙げている。㈠自然を包摂した概念としての技術の高低、㈡労働集約の度合、㈢貨幣経済の深浅、その他（身分関係、家族形態の大小、土地配分の状態、年貢の軽重など）『同書』一五～二七頁。

(4)　古島敏雄『農民解放を阻む山地農業の諸問題』（六

〜一〇頁）では、山村郡を分出する作業として、耕地化率の他に耕地中の田の比率、田中の水田比率をも考慮に入れて検討されているが、本稿では、耕地化率のみを指標とした。なお山村郡を平坦郡から分離する耕地化率の基準も、各府県における比率の大小によって斟酌した。

(5) 宮城県における農業生産の地域性については、馬場昭「水稲単作地帯における農業生産の展開過程」（『東北大学農学研究所彙報』第七巻二号所収）参照。

(6) 古島敏雄『前掲書』第三章参照。

(7) 岸英次「東北地方、山村農業における過剰人口の形成過程に関する若干の考察」（『本誌』一四巻二号所収）一二八頁

(8) 「同論文」一四六頁。

(9) 佐治淑夫・飯島栄次『山村経済の構造と解体過程』一三六頁。

なお『同書』は、山村における高利貸資本の展開過程について、青森県下の一山村を分析しつつ次のように指摘している。

「高利貸の発達に就いて見よう。山村に於ける貨幣化の進展に伴ひ現金需要が増加する。所が元来農民は現金収入の機会が季節的であるのに対し、支出は比較的恒常的である為にその矛盾を通じて現金の逼迫が激化されている。而して金融設備が十分発達していないことは、資力の乏しい農民を対象に高利貸の発展を基礎付ける。本村には二人の高利貸が居り、共に村で一、二の資産家であるが、大正中期の好況期に於ては著しい現金需要の増大に応じて、一人で貸付高一〇万円余に及んだと云はれている。そして利率も二割の高利であった。それが大正一三年に信用組合が設立されるに及び、その競争を受け利率は一割五分程度に下り、貸付高も減少するに到った。……その後信用組合の著しい発展と一般農家経済の向上に伴ひ、高利貸の地位は相対的にも絶対的にも著しく低下するに到っている。」（一四三〜四頁）

四、残された諸問題

以上、我が国高利貸資本の動向について、貸金業を中心に素描してきた。しかしここで用いた資料の種々の制約から次のような問題が残る。

(一) ここで使用した貸金業統計は、貸金業者の属人主義に基いて作成されたものである。しかし貸金業者の実際の機能範囲は、決して居住地域（市郡）に限定されない。当然のことながら機能範囲の広狭は、各貸金業者の貸付資本量の大小によって異なるのである。

(二) 当該資料には、貸金業者の階層別統計が欠如している。これが重要な意味をもつのは、資本主義の発展につれてそれぞれの階層の性格とその果す機能が変化を余儀なくされると思われるからである。明治末期以降においてはとくにそうである。

(三) この統計は、いわゆる貸金業の他に質屋業をも含んでいる。しかし両者は、等しく高利貸の形態に属するといっても、その果す役割は若干異なる。すなわち質屋業は、おおむね市部に集中しており、しかも動産を担保とする小口貸付の信用組織である。だから実際には、両者を分けて考えねばならないのである。

(四) 地域別或は農・山村別に検討された貸金業展開の差は、自らそれぞれの地域における農民層分解に異った影響を与えているといえよう。この点については、郡別段階からさらに町村別段階の小作地率の推移を辿れば一層鮮明になると思われる。

以上残された諸問題への接近は、結局個別事例を豊富にしていく以外にない。今後これらの問題についてさらに検討を加えたいと思う。